

第 454 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 10 月 21 日 (火) 15:00 ~ 18:48

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、松本委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、浜村委員、平野委員、福母委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
濱賃金調査員

4 議題

(1) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について

(2) その他

【第1回全体会議】

○岩竹室長補佐

審議に入ります前に、事務局から御報告します。

本日は早川委員、西岡委員が欠席ですが、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告します。また、本審議会は原則として公開となっておりますが、本日の傍聴者はおりません。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

皆様、こんにちは。

ただ今から、第454回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、必要性審議について第3回目の会議となりますので、本日結論を得たいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

私の方から、特定最低賃金の全国の審議状況についてお伝えいたします。机上配付しております一覧表を御覧ください。

まず電気機械を御覧いただきたいのですが、九州内でいきますと福岡が1,137円、大分が1,066円で結審しております。熊本はまだ審議中ということで結論は出ておりません。西日本でみると、島根が1,058円、愛媛が1,107円でございます。一般機械については、西日本で結審しているのが徳島1,134円、香川で1,158円となっております。私からは以上でございます。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何か質問等ござりますでしょうか。

○諸富委員

すみません。少し補足させていただいてもいいですか。電機で同じように情報をいただいている。今、御報告がありましたように、九州では福岡と大分が結審、熊本審議中という中で、採決の状況についても連絡が来てあります。福岡、大分ともに全会一致での採決ということで報告を受けております。また、交渉の経緯につきましては、大分、福岡ともに、いろいろ状況が厳しい中ではあるものの、やはり人材確保の観点、また電機産業の継続的な発展というところで、労使お互いの共通認識の下に審議を行ったということでございます。

とりわけ、大分については、地域別最低賃金が81円と非常に引き上がった中で、特定最低賃金について、金額の隔たりが大きかったのですが、最終的には公益の提案で、プラス74円で結審をした、という情報が共有されております。

福岡につきましても、当初地域別最低賃金の引上げ額の65円というところまでは、なかなか詰めきれなかったということですが、最終的には双方の歩み寄りの中でプラス66円の結審となった、ということで報告を受けております。いずれにしても、

福岡、大分ともに全会一致の採決であったということが発表をされております。以上になります。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

それでは本日は、まず前回、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、陶磁器関連製品製造業、以上の3業種につきまして労使双方から御意見をいただいたところです。

労働者側の皆様から申出書は既に提出いただいているところではございますが、本日はその追加資料ということで、御提案をいただくという話を伺っております。まず労働者側の皆様の方から御意見をいただいてよろしいでしょうか。

○東島委員

では、一般機械からいいでしょうか。

○甲斐会長

はい、よろしくお願ひします。

○東島委員

資料を配ってよろしいでしょうか。

○甲斐会長

はい、お願ひします。

○東島委員

労働者委員の東島です。一般機械器具の製造業の労働者の意見ということで発言させていただきます。

前回の審議会の後に、一般機械器具製造業の労働者委員で、当該産業で働く方々の意見を集約いたしました。お手元に資料を配付いただいておりますが、この調査に当たっては、企業に出向いて一般機械器具製造業で働いて感じていることや、誇りに思うことなど、労働者の生の声をそれぞれの組合役員皆様の協力の下、集約しました。対象者については、できるだけパートや嘱託などの時間給で働く方々の声をお願いしました。併せて、その方の時給についてもお願いをしましたが、個人情報となるため、組合側から開示できないとのコメントがありましたので、本日、集約項目には入れておりません。

また、中には正社員のみの組合もある中で、社員、準社員、契約社員といった方々の意見をいただきしておりますので、一部はパートや嘱託以外の方の意見も含まれていることを御理解いただきたいと思います。

集約に当たって共通して言えるのが、高い専門的知識や技術に誇りをもって働いてもらえているということです。

一方で、人手不足や近い将来の技術継承への不安の声や、基幹産業である一般機械が地域別最低賃金と同じになれば、他産業への人の流出や産業自体の衰退が懸念

される、といった声もあります。

今回、申出を行っている一般機械器具製造業は14の企業がありますが、その14の企業を見てみると、佐賀県に本社をもって創業100年を超える企業が6社、創業50年を超える企業が7社、創業40年の企業が1社と、いずれも長年にわたり佐賀のものづくり産業基盤を支える役割を担っており、国内外からも高い評価を受けている企業がほとんどと言えます。そういう技術に支えられた一般機械の基幹産業を守っていくためには、今後も高い専門性を有する人材を確保し、技術の継承を図り、地域経済の発展と、賃金水準を維持していくことが重要であることから、特定最低賃金の維持が必要です。

改めて、今回申出を行った一般機械器具製造業に従事する1,770人の労働者の合意を受け、労働者委員として、一般機械器具製造業、特定最低賃金の改正審議をお願いいたします。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、続けていきたいと思います。電気機械器具製造業をお願いします。

○諸富委員

電気機械器具製造業ということで、諸富から少しお話をさせていただければと思います。御手元に資料の方を配付させていただいておりますので、資料に沿って御説明をさせていただければと思います。

県内における中小企業の実態を改めて確認したい、というところで資料は、佐賀県中央企業団体中央会が、オフィシャルに出されているアンケート結果ですが、こちらの中身を確認させていただきました。

細かくは言いませんけれども、中小企業全て、とりわけものづくりの企業については、やはり労働力の確保・定着が非常に大きな課題として捉えられている、というようなことが1枚目の資料では見てとれるかと思っております。

また、雇用形態については、製造業においては正社員で雇用されている方が多く、そこには当然フルタイムのパートの方も含まれるかと思います。どうしても、働き控えというところに目が行きがちかと思いますが、今の賃金で生計を立てておられる方というのは一定数おられるので、そこに対する配慮というのは必要だと認識をしております。

次に資料の2枚目でございますが、非常に状況が厳しい中で、今後の事業展開を、それぞれの企業さんがどうお考えでしょうか、ということですが、強化の拡大や現状維持が大半で、概ね事業自体は存続させるのだ、ということが見てとれるという認識をしてあります。縮小、廃止の割合は少なく、非常に状況が厳しい中で、それぞれの企業で経営努力をされて、事業としては継続をさせるのだ、ということどころが見てとれると思っています。

そういう状況の中で経営上の障害としては、やはり人に関わるところが1番の経営課題と認識をされていると思います。労働力の不足、そもそも人の不足、併せて求められるアウトプットに対する適応、ということでは質ということです。ここについては中小企業問わず、人の課題というものを非常に認識をされている、併せて、

もう1つの要因としては、昨今言われる原材料価格の高騰という点も当然影響としては大きい、と回答いただいている。

そういった、事業継続する上で人が不可欠のものだという認識をされる中で、逆に、経営上の自社の強みについては、しっかりとした技術力や、製品のサービスの独自性で、そういう自社の強みについては、これもまた人が源泉、とそういうことに応え得る人をしっかり確保していくということが必要だというのが見てとれると思っております。

資料の3枚目です。労働者側の満足度という部分では、当然賃金と、一方ではやりがいや、働きがい、また休日などのワークライフバランス的なところかなと思いますけれども、年休をしっかり取っていくという点については、規模感が小さいところほどなかなか難しいという現実があります。こうした中で、従業員の方のやりがいやモチベーションを訴求していくということについては、やはり賃金が一定大きな役割を担っているかと思っております。

価格転嫁につきましては、当然状況は厳しいという認識をしております。そもそも価格転嫁ができなかった、との回答も一定数ありますけれども、全体を見たときには価格転嫁を実施した、とか、交渉中が多く、それぞれのところでしっかり工夫をされた取組をされています。

価格転嫁ができない、というのが、なかなか賃金を引き上げられない大きな要因の一つとしてあると思いますが、必ずしもそれだけでは見て取れないという認識をしております。

資料の4枚目です。その中で特に左下、現場の労働者の声というところです。私も電機の労働者ということになりますが、あまり細かい情報は載せられない中で、御回答いただいている方というのは主には50代のフルタイムのパートの方で、製造、間接業務、それに従事いただいている方になります。今、この方たちの賃金の実態としては、今回の地域別最低賃金が1,030円になった中で、現状ではそれ以下の賃金、時間給で働いている方ということになります。聞き方に問題があるかもしれません、単純に「今回、地域別最低賃金が1,030円になった中で、今のあなたたちの賃金がそれを下回ることについて、どういった印象をお持ちですか」という聞き方になっています。それに対しそれぞれ回答いただいており、細かくは申しませんが、お読み取りをいただければと思います。

製造部門、間接部門を問わずに、やはり自分たちが会社から求められるアウトプットに対して、乱暴な言い方をすると、高校生のアルバイト等と同じ時間給であることについては、やはり思いがあられ、自分達はしっかりアウトプットとして求められるものを、必要なスキル、知見に基づいてしっかり果たしているのだ、という自負を持たれている、そういう御意見も出ているようでございます。

右側には最終的な見解、ということで少し書いておりますけれども、労使ともに、やはり企業活動の源泉は人である、ということは間違いないと思っています。先ほどもありましたように、付加価値をしっかり生み出して、企業活動を存続させることの源泉は間違いなく人ということだと思いますので、特定の産業においてそれをしっかりと果たしていくということにおいては、それを果たせる人材を適正な単価で確保していく、ということが必要だと思っております。是非そのような観点で御理解・御判断をいただければと思っております。

資料の5枚目には参考ということで付けております。5枚目が単純に佐賀県からの流出の状況、6枚目が高卒の卒業者の佐賀県内、県外への流出の状況です。これを見ますと、やはり隣県である福岡県への人の流出は見て取れると思います。

先ほど冒頭に説明がありましたけれども、とりわけ電機は福岡において既に特定最低賃金が見直しをされたという状況でございます。佐賀においても、隣県への人の流出防止というところも含めて、是非御検討をいただきたいと思っております。電機の方からは以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは陶磁器についてお願ひいたします。

○山口委員

機械や電機のように資料の準備ができていなくて申し訳ありません。

前回の審議会以降、まずは持ち帰って話合いを行いました。陶磁器産業の歯止め、技能継承、人材確保の重要性は労使で認識が一致していると思っています。にもかかわらず、賃金が地域の他産業、近隣県同業他者との競争に堪えうる水準に届いていないため、人材流出と高齢化、担い手不足が加速しております。特定最低賃金は、伝統産業の存続に不可欠な最低限の産業基礎投資であり、撤回、凍結、据え置きのいずれも現状打破にはならない、労働者として特定最低賃金の維持・引上げを主張いたします。

2030年に向けた人口減少、就業者減は既定路線であり、対策は数年前から講じるべきでした。今、この場で賃金底上げを先送りにすれば、若年層の参入、つまり技能継承ラインが寸断されます。人材がいないから賃上げができないのではなく、賃上げができないから人材が来ない、手遅れにしないためにも今年こそ人材確保を軸に賃金面から産業を守る転換が必要と考えております。

地域事情と人材確保の現場感ということで、以前にも申し上げましたが、近隣県比較しますと、長崎県の1,031円、佐賀県の1,030円と僅かな差であっても、隣県、隣町、同業種での比較流動があります。この僅かな差が、若者等の人材がどちらで働くかを判断する際には大きな意味を持ちます。産地としての確かな賃金メッセージが必要だと思っております。

有田に特化していえば、有田町の産業構造は、旧有田町が商業、旧西有田が農業で、生活維持のため兼業、アルバイトが目立ちますが、本業の賃金水準が低いことからも特定最低賃金が必要であり、そうでなければ産業としての自立性が損なわれます。

高校生の工場見学、地元就職を望む若者は存在します。けれども近隣の大手企業と比較される現実があります。初任給、時給の見劣りから、志望段階で不利、見学広報だけでは人が動かないということで、現場の高齢化を招き、定年の延長を選ばず退職する例が多い背景には低賃金の実態があると思っています。技能の外注化、一括流出は、措置や技術等では変えられない損失だと思っております。

昨年の審議で、使用者側からまず経営の再建が最優先であるとの意見がありました。経営再建の優先は理解します。だからこそ人がいなければ生産も再建も成り立

たないと思っております。

そのようなことで、私たちもたくさんではないのですけれども署名をいただいた、最低賃金近傍の企業の労働組合の委員長に聞き取りをいたしました。

まず、最低賃金 1,030 円超えに対してですけれど、従業員の反応としては、やはり最低賃金が上がったこと自体は喜ばしいということで、給与全体の底上げ、底支えを期待していると。一方で、不満というものもあって、最低賃金が 1,000 円を超えたからこそ、仕事ができない人と頑張っている人との賃金差がないことに不満も出ております。以前は最低賃金をあまり意識していなかったが、今は仕事では能力等の釣り合いを気にするようになった、経験者でも仕事が遅い場合があり、頑張っている人からはプラスアルファの差別化を求める声がある、ともおっしゃられていきました。

人材確保については、新しい人が来ないため 65 歳以上の年配者を呼び戻して人手不足を埋める、ということです。パート雇用も欲しいが応募がない。その結果、社員の高齢化が進んでいます。外国人雇用についても、初めて外国人女性 40 歳、22 歳を採用したという例もあります。

また特定最低賃金の必要性についてですけれど、陶磁器産業は最低賃金に近い水準で働く人が多いため、業種別の特定最低賃金が必要。長年勤務しても賃金が据え置かれ、経験者と新人の差がないことから、経験や技能を反映した賃金設定が求められるということで、私たちのまとめとしては、佐賀県の陶磁器業界では、最低賃金上昇をきっかけに賃金への意識が高まり、能力差、経験差に応じた待遇を求める声が強まっていると感じました。一方で、人材不足が深刻で、高齢者や外国人労働者に依存する傾向もみられます。このような状況を踏まえ、技能や経験者を適正に評価できる特定最低賃金の設定が必要であると思います。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今、それぞれの産業から申出に追加して現場の声、あるいはデータ的なものなどをお話いただきました。このことについて、御意見・御質問等ございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。何かございませんか。労働者側の皆様も何か追加とか補足説明などございますか。

○松尾委員

追加ではないのですけど、今それぞれ 3 業種から現場で働いている方々の、生の声をお聞きいただいたと思っています。それぞれ 3 業種とも、自分たちの働いているこの産業に誇りを持って働いていただいている。その誇りが高い技術力に繋がっているのだろうと思っています。この高い技術力を継続していく、あるいは更に発展をさせていくためには、最低賃金、地域別最低賃金に張り付いているようでは、やはり人材も確保できませんし、人材の流出というのも止められない流れになるのではないかなと思っています。是非その点をしっかりと御認識いただいて判断をしていただきたいと思っています。

また、それぞれの業種の適用労働者のうち、一般機械は約 37%、電気機械は約 60%、陶磁器も約 46% を占める労働者の方々から申出をしていただいている全

ての労働者の方に、声かけはできませんでしたけれど、もし期間があつて声かけができるのであれば、100%の方が賛同していただけると私たちは思っていますので、やはり労働者の声ということを是非、使用者の皆様にも受け止めていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

何か使用者の皆様の方から御意見・御質問等ございますでしょうか。

先ほどの一般機械ですけど、14企業のうち 100 年以上が・・というところ、もう一回数字を教えていただけますか。

○東島委員

私も今回初めて 14 の申請している企業のことを調べました。そこでいきますと、申出を行っている 14 の企業のうち、佐賀県に本社を持って、創業 100 年を超える企業が 6 社、50 年を超える企業が 7 社、40 年の企業が 1 社です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。佐賀県に本社があるということですね。

何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

最後に松尾委員の方からまとめていただきましたけれど、やはりそれぞれの 3 業種の中の特徴として、それぞれ他産業というか、一般の例えば、コンビニとかそういうところで働く人達とは違って、それぞれの産業で働くことに対して誇りを持っているというところは、一般機械から声を拾い上げていただいた中にもよく分かりますし、それが 100 年以上続いてきたとかいうところにもつながっていると思います。その誇りが次に高い技術力につながっていくという辺りは、確かに必要なことだし、重要なポイントだと思っています。

こうした労働者の皆様の申出 30%、3 割以上というところで、たくさんの方々の申出があるということは、やはり佐賀県の中でも基幹産業として位置付いてきた歴史があるだろうと考えています。今回は労働者側の皆様の声をたくさんいただきましたけれども、やはり現場においては、経営者の方々の努力というのも相当あってここまで続いているのだろうなと思いますので、そういうことも勘案しながら、できれば申出、審議というところを受け止めていただけないかなと私は思っております。

それと電機は、ちゃんと申出を受け止めて審議をしているところもありますので、部会で経営状況とかといったものを含めて、相当な議論をすることにならうかとは思いますが、部会を開催するというところについて、使用者側の皆様にも是非御理解いただければと思うところです。

○浜村委員

すみません。3 業種の労働者の皆様が誇りを持って仕事されているというのはよく分かるのですが、それ以外の業種の労働者の方が誇りを持って仕事をしていないのかというと、全然そんなことではないと思うのです。なぜこの 3 業種だけを特別扱

いしないといけないのかというところが正直よく見えない。

この3業種は誇りを持っています、それは分かります。それでは他のところはどうなのですかとなったときに、決して誇りを持っていないわけではないですね。多分同じように他の業種の皆様も誇りを持たれていると思うのです。

この3業種については、組織だって特定最低賃金を設定したいという意思表示があっただけあって、それをもって、「この3業種は」という表現をされるところに私自身違和感を覚えるところです。

○甲斐会長

他の方が誇りを持っていないわけでもない、もちろん教員でも保育士でも誰だって誇りを持ちながら仕事はしているのです。けれども、やはり機械とか電機、陶磁器というのは、ものづくり産業に関わってきてているというのは、日本の全体としてもよく言われることですけれども、日本を支えて来たという意味では重要なところではないかなと思っています。

○浜村委員

そう言ってしまうと、物流だって、サービス業だってそうではないですか。

○甲斐会長

どこでも技術力が必要になって来ているし。

○浜村委員

じゃあIT産業はそうではないのと言われると。

○甲斐会長

そうではありません。他県では造船とかいろいろとあるわけですから、それぞれの県で主たる産業だと思われている、そして使用者側の皆様と労働者側の皆様が一致してこういう特定最低賃金をつくっていこう、というところから始まっているわけですので、それなりの合意を得た上での誇り、というものをお互いに認識されていたのだとは思います。だから決して他の産業に携わっている方が誇りを持ってないとは、もちろん言っていません。

○諸富委員

乱暴な言い方ではありますけど、誇りという部分では皆、目の前に与えられた仕事を一生懸命やるというのは当然だと思いますし、皆そういう想いでやっていると思うのです。ただ、御認識はいただいていると思うのですが、業種・業態によって求められるアウトプットとか、必要なスキルは多少現実的に変わるものだと思います。それに対して、適正という言い方がいいのかどうかは分からないんですけど、その対価を評価していただきたいという思いなのです。

別にどの業態の、どの業種でも一生懸命やられていますし、高校生のアルバイトも一生懸命やっていることは当然です。ただ、求められるアウトプットは会社として違うでしょうし、必要なスキルや力量というのも違うので、その当事者も習得し

た上でアウトプットを出さなければいけない。それが本当に全ての産業、業種、業態が画一的に同じ対価でいいのかとなると、それは少し違うのではないか、とうことかと思います。

○浜村委員

基本的には私も同じ意見です。ただそれが業界として、こういった一律の最低基準を設けないといけない理由が、私はあまりピンと来ないので。それぞれの会社で求めるスキルは違うと思うのです。そういう場合、やはりそれぞれの会社で適切な賃金設定をするというのが筋なのかなと思うのですけれども。

○松尾委員

いいですか。

おっしゃることは十分そのとおりだと思います。ただ、最初の審議会の際に申し上げましたけど、これはその産業の公正競争という観点からいければ、最低というか、産業全体のあるべき賃金というのを決めておかないと、公正競争が成り立たなくなってしまうという危惧をしています。だからこそ特定最低賃金の大きな意義の1つとして、公正競争のために、特定の最低賃金を定めないといけないというものがいるかと思いますので、そこは労働者側よりも使用者の皆様に分かっていただかなといけない部分かなと思います。

もちろん3業種誇りを持って、という話をしましたけれど、他の業種・業態の方が誇りを持っていないとは決して思っていません。私たち労働者ですので、全ての労働者は誇りを持ってそれに働いていらっしゃると思います。

なぜこの3業種なのかというのは、別に今年、去年始まったわけではないです。過去からの経緯なのです。佐賀県の主要な産業である、ものづくり産業、伝統産業である陶磁器産業は、他の産業よりも優位性を持って守ってしっかりと発展させていかなければならないという大きな役割があると思うのです。それを使用者の皆様も理解をしていただいて、これまで必要性ありということで、特定最低賃金を定めてきたという経過があるのです。その経過を是非御理解をしていただきたいと思います。

なぜこの3業種だけと言われるとそうかもわかりませんけれども、そういう経過があるということです。他の産業も当然労働者側からの申出があれば、必要性の有無の審議はしますので、ありになるか、なしになるかは別にして、申出をした上で、労使で話し合って決めたことですので、そこはその経過、経緯というものをしっかりと理解をしていただきたいと思います。

○甲斐会長

はい、他に何かございませんでしょうか。

○福母委員

事務局にお尋ねですけれども、東京の電気機械新設、神奈川の電子部品デバイス新設。新設というところもあるのですかね。なんで、これつくったのか分かりますか。

○河野賃金室長

申し訳ございませんが、そこまで把握しておりません。

○甲斐会長

申出があったということですよね。

○河野賃金室長

一定の要件を満たせば、申出は可能ですので。

○甲斐会長

それはそうですね。でも、何か目的があるような気がするのですけど。

○福母委員

まあ別にいいです。

あと要覧の 230 ページ、平成 14 年の中央最低賃金審議会の 3 の付記事項で、使用者側意見（1）に、先ほどの「公正競争の確保」という部分はほとんど意味を失っており、「基幹的労働者」について普通の労働者以上の最低賃金を設定することは地域別最低賃金がある以上、最低賃金法第 1 条に照らしてそぐわない、と書いてあるのですけれど、最低賃金法第 1 条に照らしてそぐわないというのは、具体的にどういうことか事務局教えていただけますか。

○城労働局長

そこに書いてあるのは、おそらくグローバル化する社会の中で、労働条件については、先進諸国でトップクラスだから、セーフティネットとしての最低賃金より実態賃金の方が非常に高いところにいっていて、わざわざ公正競争の確保の観点から特定最低賃金を設定しなくともいいのではないか、ナショナルミニマム的な考え方である最低賃金だけでいいのではないか、そういう主旨のことを確か経団連の方が言われているのではなかったかな、と思いますけれど。違っていたらすみません。

○甲斐会長

時代的に言うと平成 14 年ですからね。今トップクラスかと言われると。

○城労働局長

少なくとも、経団連の考え方はずっとこういう認識であるというのは存じ上げています。細かく説明申し上げることはなかなか難しいのですけれども、そこで文字のズレというか、認識のズレというのにはあって、昔からそのところは乗り越えて今まできたのかなと考えられます。

○浜村委員

すみません、理解が出来ていなくて申し訳ないのですけど、公正競争確保とはどういう意味なのですか。

○城労働局長

賃金が非常に低ければ、製品を安く出せるのです。賃金が低くなればなるほど製品を安く出荷できるので、そういう中では公正な競争というのは期待できません。一定の業界においては、そういう公正競争の観点から、最低賃金を業種ごとに定めましょう、という考え方です。

国際的な視点で申せば、日本や先進国は非常に高い労働条件でやっているけれども、途上国においては非常に安い。だからそこで製品を作ったら安く売れるのでどんどんやると。適正な労働条件の下でやっているのだったらまだしも、そうではなくて強制労働でやるのはいけないよ、というのがグローバルスタンダードな視点で世界的な考え方。その日本版の考え方ではないのかなと思うのですけど。説明が下手なのですけれども。

○福母委員

公正競争は国内の企業での企業間工賃競争というイメージなので、結果的にさっき紹介した公正競争の確保についても経済のグローバル化が進展しているので、公正競争の確保はほとんど意味を失っているということにつながる。

○浜村委員

まさに局長が今おっしゃったことですね。そういうことですよね、国際競争の中では。

○城労働局長

こうやって水準が上がってきたからもういいじゃないか、そういうところもあるかなと思います。

○甲斐会長

はい。何か他にございますでしょうか。

ここまで三回目の会議として、それぞれの御意見を伺いながら進めてまいりました。それで、本日やはり結論を得たいと思っておりますので、ここでは労働者側の申出を使用者の皆様がどう受け止めて下さるかというところで、最終的な結論になってまいりますので、使用者側の皆様方にお考えをまとめていただく時間も必要かと思います。それで、少し時間を取りたいと思っております。

申出事項に沿った上での提出がなされ、本日の追加の意見も踏まえ、これまでの議論も踏まえた上で、3つの業種につきまして、それぞれ審議の必要があるかどうかということについて、お考えを是非ともまとめていただければと思います。

最終的には、一つずつ、例えば、機械産業はどうなのかという形でお話を伺いたいと思っております。しばらく時間を取って、どのように受け止めていただいたかということをお話しいただければと思っております。労働者の皆様もそれでよろしいでしょうか。公益もそういう進め方でよろしいですか。

それでは、これよりそれぞれ控え室に戻っていただきまして、使用者側の皆様のお話が済みましたら再開したいと考えております。是非とも、お汲み取りいただき

まして、労働者側の意見など伺いますとやはり申出をして審議がされなかつた時の落胆とか、何かそういうのも考えたりしてしまいますけれども、そこは双方の御意見で進めたいと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

一旦それぞれ、控室の方に移動をお願いします。

- 〔労働者側委員・使用者側委員退室〕
- 〔公益委員と使用者側委員の個別折衝〕
- 〔公益委員と労働者側委員の個別折衝〕
- 〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

【第2回全体会議】

○甲斐会長

すみません、お待たせいたしました。

使用者の皆様に、先ほど労働者側から御提案いただきましたことをお伝えしました。そして、審議をしないその理由も明確に、と言いますか、やはりある程度具体的にさせていただきたいということ、それから、アンケートを取られた分についても、もう少し具体的な内容を示して欲しい、といったことも御説明をしました。

その上で、もう一回審議会を開催して、そのようなことについて御説明をいただく機会を設けたいと思います。つきましては、今日、明日とかということは難しいので、1ヶ月は時間を置きたいと思います。

新たなアンケートは必要ありません、ということは伝えているのですけれども、そういうことも含めて、使用者側の皆様の方で準備を進めたいということですので、次回の開催を1ヶ月後の11月25日から12月前半までの間で日程調整をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

皆様、お忙しい中を本当に申し訳ないのですけれども、議論は尽くして結論を得たいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の審議会を終了したいと思います。

○松尾委員

異論はないのですが、福母委員がアンケートを取りましたということで、「もし、必要性ありになったときに、私たちには説明責任がある。」と言われました。これは私たちも同じで、私たちにも説明責任があります。

なので、労働者側としては、「必要性あり」になった場合の説明ができるような客観的な資料を出してあります。使用者側も今度は3業種それぞれに、なぜ必要性がないのか、という結論に至った根拠をしっかり出していかないと、私たちは引けないということだけお伝えしたいと思います。以上です。

○甲斐会長

それでは、そういう形で進めていきたいと思っております。これまでずっと継続していたことをどう判断するのかということについては、双方御意見がいろいろと

あろうかと思いますので、皆様お忙しい中、大変申し訳ないのですけれども、やはり議論を尽くしていきたいと思っておりますので、是非御協力をお願いしたいと思います。それでは、本日はこれで終了したいと思います。

本日の議事録の署名は、労働者側山口委員、使用者側浜村委員にお願いしたいと思います。

それでは、事務局から何か連絡事項ございますでしょうか。

○河野賃金室長

はい。先ほど会長のお話にもありましたとおり、再度審議会を開催するということで、11月25日から12月の前半までの間で、日程調整をさせていただきます。改めてメールでお知らせをいたしますので、それに返信いただければと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

はい、それでは、本日も長時間どうもありがとうございました。

また、次回どうぞよろしくお願ひいたします。お疲れ様でした。

○委員一同

お疲れ様でした。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
